

東京理科大学 理窓会東京支部 会則

第1章 総則

第1条 本会は、理窓会東京支部という。

第2条 本会は、その事務所を理窓会事務室内におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は会員相互の親睦を厚くし、あわせて理窓会と東京理科大学の発展に協力することを目的とする。

第4条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、理窓会本部ならびに関連組織と協力して次の事業をおこなう。

1. 講演会、見学会等の開催
2. 会員への情報サービスの提供
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 本会は、東京都在住の理窓会員で組織する。

第4章 役員および事務局員

第6条 本会には、次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	3名
理事	40名以内（支部長・副支部長を含む）
監査	2名
相談役	若干名

第7条 役員は総会において推挙されたものとする。

第8条 役員任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 支部長は、本会を代表し会務を統括する

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、卒年順に支部長の代行をする。

理事は会務を担当する。

監査は会の会計監査を行う。

相談役は支部長の要請に応じてアドバイスを行う。

第10条 本会には、事務局をおき、事務局員若干名をおく。

第11条 本会には、特別顧問および顧問をおくことができる。特別顧問および顧問は支部長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

第12条 支部長は年1回総会を招集し、議長として次の事項をおこなう。総会は出席会員の過半数を以て議事を決する。

1. 会則の制定および変更
2. 事業報告および収支決算の報告
3. 事業計画および収支予算の決議
4. 役員の変更
5. その他必要な事項

第13条 支部長が必要と認めたときは、役員会を招集することができる。支部長はこの会議の議長を務める。役員会は理事の3分の1以上の出席をもって成立（委任状による出席を含む）し、出席理事の過半数を以て議事を決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

1. 事業報告案ならびに会計決算案審議
2. 事業計画案ならびに会計予算案の審議。
3. 総会の開催ならびに総会付議事項の審議。
4. 役員候補者の審議。
5. 特別顧問、顧問の選出。
6. 理窓会参与および理窓会各種委員会委員の推薦
7. 本会、母校の興隆や社会へ多大な貢献をした会員の慶弔。
8. 会の運営に関する事項の審議。
9. その他役員が必要と認めた事項。
10. 会則の施行に関する細則の制定、変更

第6章 資産および会計

第14条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 年会費（1,000円）
2. 各行事の参加会費収入
3. 寄付金および補助金
4. その他の収入

第15条 本会の決算は、毎会計年度終了後、総会の承認を得ねばならない。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

1. 本会則は平成15年4月1日より施行する。
2. 平成16年5月22日 改訂
3. 平成18年5月28日 改訂
4. 平成21年5月24日 改訂
5. 平成25年5月26日 改訂

東京理科大学 理窓会 東京支部運営 細則

(会則第11条特別顧問及び顧問)

第1条

特別顧問は支部長経験者にお願いする。顧問は会の発展、繁栄に貢献した会員にお願いする。

(会則第13条役員会)

第2条

役員会は毎月PORTA神楽坂で開催することを原則とするが、1月と8月は休会とする。

2. 会の発展、繁栄に貢献した会員を、表彰することができる。
3. 支部長経験者及びその配偶者と役員及びその配偶者の死亡の場合には、支部長名で弔電を打ち弔意を表す。又、その他支部長が必要と認めた場合には支部長名で弔電を打つ等弔意を表す。

附則

1. 本会則は平成25年5月26日より施行する。